

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月7日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第4号

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての審査請求に関する規則（昭和38年佐賀県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(代理人) 第3条 略</p> <p>(審査請求) 第5条 略</p> <p>2 審査請求書には、次の各号に掲げる事項を記載し、審査請求人が記名押印しなければならない。</p> <p>(1) <u>処分を受けた者の氏名、住所及び生年月日</u></p> <p>(2) <u>処分を受けた者の処分を受けた当時の職及び所属部局</u></p> <p>(3) <u>処分を行なった者の職及び氏名</u></p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(6) <u>処分に対する不服の理由</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 法第49条第1項又は第2項に規定する処分説明書（以下「処</p>	<p>(代理人) 第3条 略</p> <p><u>(代理人の権限)</u></p> <p><u>第3条の2 代理人は、当事者のために、その事案の審査に関する一切の行為をすることができる。ただし、審査請求の取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができる。</u></p> <p><u>2 代理人の行った行為は、当事者が遅滞なく取り消し、又は訂正したときは、その効力を失う。</u></p> <p>(審査請求) 第5条 略</p> <p>2 審査請求書には、次の各号に掲げる事項を記載し、審査請求人が署名し、又は記名押印しなければならない。</p> <p>(1) <u>審査請求人の氏名、住所及び生年月日</u></p> <p>(2) <u>審査請求人の処分を受けた当時の職及び所属部局</u></p> <p>(3) <u>処分を行った者の職及び氏名</u></p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(6) <u>審査請求の趣旨及び理由</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 法第49条第1項又は第2項に規定する<u>処分の事由を記載し</u></p>

改正前	改正後
<p>分説明書」という。)の交付を受けた年月日。ただし、処分説明書が交付されなかったときは、その経緯</p> <p>(9) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>(審査の併合)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 審査の併合に係る事案の審査請求人は、それらのうちから代表者1名を選任し、及び解任することができる。</p> <p>4 審査請求人が前項の代表者を選任し又は解任したときは、その代表者の氏名を人事委員会に届け出なければならない。</p> <p>5 <u>審査請求人が代表者を選任した場合には、人事委員会の審査請求人に対する通知その他の行為は、代表者にすれば足りるものとする。</u></p> <p>(書面審理)</p> <p>第8条 略</p> <p>2～5 略</p>	<p><u>た説明書(以下「処分説明書」という。)の交付を受けた年月日。ただし、処分説明書が交付されなかったときは、その経緯</u></p> <p>(9) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>(審査の併合)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 審査の併合に係る事案の審査請求人(以下この条において「<u>併合に係る審査請求人</u>」という。)は、それらのうちから代表者1名を選任し、及び解任することができる。</p> <p>4 <u>併合に係る審査請求人が前項の代表者を選任し、又は解任したときは、その代表者の氏名を人事委員会に書面で届け出なければならない。</u></p> <p>5 <u>人事委員会は、併合に係る審査請求人が代表者を選任しない場合において、必要があると認めるときは、当該併合に係る審査請求人に対し、代表者1名を選任するよう命ずることができる。</u></p> <p>6 <u>代表者は、併合に係る審査請求人のために、その事案の審査に関する一切の行為をすることができる。ただし、審査請求の取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができる。</u></p> <p>7 <u>審査請求人に対する人事委員会の通知その他の行為は、代表者が選任された場合においては、代表者にすれば足りるものとする。</u></p> <p>(書面審理)</p> <p>第8条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 <u>人事委員会は、必要があると認めるときは、職権で証拠調べを</u></p>

改正前	改正後
<p><u>6 ~ 11</u> 略</p> <p>12 人事委員会は、<u>書面審理のつど</u>、その要領を記載した審理調書を人事委員会の事務職員に作成させ、当該審理調書には、審理を担当した人事委員会の委員又は事務局長及び審理調書を作成した事務職員が署名しなければならない。</p> <p>(口頭審理)</p> <p>第9条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 人事委員会は、口頭審理において発言を許し、人事委員会の指揮に従わない者の発言を禁止し、人事委員会の職務の執行を妨げる者及び、<u>不当な行状をする者を退席させ、その他口頭審理における秩序を維持するために必要な措置をとることができる。</u></p> <p><u>5</u> 略</p>	<p><u>することができる。</u></p> <p><u>7 ~ 12</u> 略</p> <p>13 人事委員会は、<u>書面審理の都度</u>、その要領を記載した審理調書を人事委員会の事務職員に作成させなければならない。<u>この場合において、当該審理調書には、審理を担当した人事委員会の委員又は事務局長及び審理調書を作成した事務職員が署名し、又は記名押印しなければならない。</u></p> <p>14 <u>人事委員会は、書面審理を終了させる前に、相当の期間において、当事者に書面審理の終了予定日を通知するものとする。</u></p> <p>15 <u>人事委員会は、必要な審理を終えたと認めるときは、審理を終了するものとし、その旨を当事者に通知するものとする。</u></p> <p>(口頭審理)</p> <p>第9条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 人事委員会は、口頭審理において発言を許可し、人事委員会の指揮に従わない者の発言を禁止し、人事委員会の職務の執行を妨げる者及び不当な行状をする者を退席させ、その他口頭審理における秩序を維持するために必要な措置をとることができる。</p> <p>5 <u>人事委員会は、事案の性質、証人の心身の状態、証人と当事者又は代理人との関係その他の事情により、証人が当事者、代理人又は傍聴人の前で陳述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認める場合であって、相当と認めるときは、当事者、代理人又は傍聴人と証人との間で、相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置をとることができる。この場合、当事者及び証人の意見を聴くものとする。</u></p> <p><u>6</u> 略</p>

改正前	改正後
<p>6 前条第4項、第6項から第9項まで、<u>第11項及び第12項の規定は、口頭審理を行なう場合に準用する。この場合において「書面審理」とあるのは「口頭審理」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(準備手続)</p> <p>第10条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>第8条第12項後段の規定は、前項の準備手続調書の作成について準用する。</u></p> <p>(手続の承継)</p> <p>第10条の3 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 相続人等が審査請求人の地位を承継しない旨を人事委員会に申し出たときは、第1項の規定にかかわらず、相続人等は、審査請求人の地位を承継しないものとする。</p> <p>(審査請求の取下げ)</p> <p>第11条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(審査の打ち切り)</p> <p>第12条 略</p>	<p>7 前条第4項、第6項から第10項まで、<u>第12項から第15項までの規定は、口頭審理を行う場合に準用する。この場合において「書面審理」とあるのは「口頭審理」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(準備手続)</p> <p>第10条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>第8条第13項後段の規定は、前項の準備手続調書の作成について準用する。</u></p> <p>(手続の承継)</p> <p>第10条の3 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 相続人等が審査請求人の地位を承継しない旨を人事委員会に申し出たときは、第1項の規定にかかわらず、<u>当該相続人等は、審査請求人の地位を承継しないものとする。</u></p> <p>(審査請求の取下げ)</p> <p>第11条 略</p> <p>2・3 略</p> <p><u>4 人事委員会は、受理した審査請求が取り下げられたときは、処分者にその旨を通知するものとする。</u></p> <p>(審査の打ち切り)</p> <p>第12条 略</p> <p><u>2 人事委員会は、係属している審査請求が次の各号のいずれかに該当する場合には、審査を打ち切り、当該審査請求を棄却することができる。</u></p> <p><u>(1) 審査請求人から第8条第2項又は第9条第2項の規定により人事委員会が定めた期限内に反論書が提出されない場合にお</u></p>

改正前	改正後
<p>2 人事委員会は、<u>前項の規定により審査請求を棄却したときは、その旨を当事者に通知するものとする。</u> (再審の請求)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 再審の請求は、<u>裁決のあった日の翌日から起算して6月以内に行わなければならない。</u></p> <p>3 再審の請求は、<u>書面で行わなければならない。</u></p> <p>4 前項の書面(以下「再審請求書」という。)には、次の各号に掲げる事項を記載し、再審を請求しようとする者が記名押印して正副各1通を人事委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略 (職権による再審)</p> <p>第17条 人事委員会は、第15条第1項各号に掲げる再審の事由があると認めるときは、職権により再審を<u>行なう</u>ことができる。 (費用の負担)</p> <p>第20条 審査及び再審の費用は、次の各号に掲げるものを除き、それぞれ当事者の負担とする。</p> <p>(1) <u>第8条第6項(第9条第6項で準用する場合を含む。)の規定により、当事者が申し出をした以外の者で、人事委員会が職権で喚問した証人の宿泊料、旅費及び日当</u></p>	<p><u>いて、人事委員会が更に一定の期限を定めて反論書の提出を求めたにもかかわらず、期限内に提出されなかったとき。</u></p> <p>(2) <u>審査請求人及びその代理人がともに口頭審理の期日に正当な理由がなくて出席しないとき。</u></p> <p>3 人事委員会は、<u>前2項の規定により審査請求を棄却したときは、その旨を当事者に通知するものとする。</u> (再審の請求)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 再審の請求は、<u>当事者が裁決書の謄本の送付を受けた日の翌日から起算して6月以内に行わなければならない。</u></p> <p>3 再審の請求は、<u>書面で行わなければならない。</u></p> <p>4 前項の書面(以下「再審請求書」という。)には、次の各号に掲げる事項を記載し、再審を請求しようとする者が署名し、又は記名押印して正副各1通を人事委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>当事者が裁決書の謄本の送付を受けた日</u></p> <p>(4) 略 (職権による再審)</p> <p>第17条 人事委員会は、第15条第1項各号に掲げる再審の事由があると認めるときは、職権により再審を<u>行う</u>ことができる。 (費用の負担)</p> <p>第20条 審査及び再審の費用は、次の各号に掲げるものを除き、それぞれ当事者の負担とする。</p> <p>(1) 人事委員会が職権で喚問した証人の宿泊料、旅費及び日当</p>

改正前	改正後
(2) 人事委員会が職権で行なった証拠調に関する費用 (3) 略	(2) 人事委員会が職権で行った証拠調べに関する費用 (3) 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前日に提起された審査請求については、この規則による改正後の不利益処分についての審査請求に関する規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。